

==== 公布された条例のあらまし ====

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料月額の下げ

給料月額を3パーセント引き下げる(ただし、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下に相当するもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

イ 期末手当の下げ

期末手当の支給割合を年100分の241(現行 年100分の257)に引き下げる。

(ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の122(現行 100分の138)とする。

(イ) 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の111(現行 100分の119)と、12月に支給されるものにあつては100分の130(ア)による改正後の支給割合 100分の122)とする。

ウ 自宅に係る住居手当の廃止

自らの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当を廃止する。

(2) 関係条例の一部改正

ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料の切替えに伴う経過措置額等について、(1)のアに準じた改正を行う。

イ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

住居手当について、(1)のウに準じた改正を行う。

ウ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、(1)のイに準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、平成21年12月1日とする次に掲げるものを除き、平成22年1月1日とする。

ア (1)のイの(ア)

イ (2)のウ((1)のイの(ア)に準ずる改正に限る。)

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員に準じ、知事等の特別職の職員及び教育長の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

ア 知事、副知事及び常勤の監査委員の給料月額等を次のとおり改定する。

(ア) 給料月額を3パーセント引き下げる。

(イ) 期末手当の支給割合を年100分の271(現行 年100分の287)に引き下げる。

a 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の132(現行 100分の148)とする。

b 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の131(現行 100分の139)と、12月に支給されるものにあつては100分の140(aによる改正後の支給割合 100分の132)とする。

イ アに掲げる者以外の特別職の職員（専門委員、附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員並びに選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人を除く。）の報酬の額を3パーセント引き下げる。

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

ア 給料月額を月額73万9,000円（現行 76万2,000円）の範囲内とする。

イ 期末手当の支給割合を年100分の271（現行 年100分の287）に引き下げる。

(ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の132（現行 100分の148）とする。

(イ) 平成22年1月1日以降に支給される期末手当の支給割合について、6月に支給されるものにあつては100分の131（現行 100分の139）と、12月に支給されるものにあつては100分の140（(ア)による改正後の支給割合 100分の132）とする。

(3) 施行期日は、平成21年12月1日とする次に掲げるものを除き、平成22年1月1日とする。

ア (1)のアの(イ)のa

イ (2)のイの(ア)